別表第六㈠の表の備考２⑶中「第29条の２第１項第６号」を「第29条の２第１項第６号イ又はロ」に改め、同表の備考２⑷中「「権利行使価額」を「「換算前の権利行使価額」に、「新株予約権」を「特定新株予約権」に、「株式を受け入れた場合における」を「特定株式の」に、「権利行使価額を」を「法第29条の２第１項第３号の権利行使価額（⑸において同じ。）を」に改め、同表の備考２⑺中「以下この表において「特定株式」を「以下⑼及び⑿において「特定株式」に、「施行令第19条の３第９項に規定する分割承継法人株式、分割承継親法人株式又は完全子法人株式（以下この表において「分割承継法人株式等」という。）」を「第11条の３第16項に規定する合併法人株式等」に、「分割承継法人株式等と当該分割承継法人株式等」を「合併法人株式等と当該合併法人株式等」に、「発行会社」を「発行会社又は承継会社」に、「分割承継法人株式等に係る所得税法施行令第113条第１項に規定する分割承継法人若しくは分割承継親法人又は同令第113条の２第１項に規定する完全子法人」を「合併法人株式等に係る同条第７項第１号に規定する合併法人等」に、「同令第113条第２項に規定する分割法人又は同令第113条の２第３項に規定する現物分配法人」を「同号に規定する被合併法人等」に改め、同表の備考２⑺を同表の備考２⑼とし、同表の備考２⑹イ中「又は信託」を「若しくは信託」に、「の属する」を「又は同条第１項第６号ロの管理が開始された日の属する」に改め、同表の備考２⑹ニ中「又は」を「若しくは」に、「の属する」を「又は法第29条の２第１項第６号ロの管理が開始された日の属する」に改め、同表の備考２⑹く中「発行会社」を「法第29条の２第７項の株式会社」に改め、同表の備考２⑹を同表の備考２⑻とし、同表の備考２⑸中「第29条の２第１項第６号」を「第29条の２第１項第６号イ又はロ」に改め、同表の備考２⑸を同表の備考２⑺とし、同表の備考２⑷の次に次のように加える。

⑸　「換算後の権利行使価額」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

イ　付与決議（⑷の特定株式に係る特定新株予約権の付与決議をいう。以下この表において同じ。）の日において、⑷の特定株式に係る付与会社がその設立の日以後の期間が５年未満のものである場合　権利行使価額を２で除して計算した金額

ロ　⑷の特定株式に係る付与会社が第11条の３第１項各号に掲げる要件を満たすものである場合　権利行使価額を３で除して計算した金額

ハ　イ又はロに掲げる場合以外の場合　権利行使価額

⑹　「付与決議日」の欄には、付与決議の年月日を記載すること。

別表第六㈠の表の備考２に次のように加える。

⑽　「設立年月日」の欄には、⑷の特定株式に係る付与会社の設立の年月日を記載すること。

⑾　「上場区分」及び「上場等の年月日」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ　付与決議の日（その年中に、付与決議のあつた日が二以上ある場合には、最後に付与決議のあつた日）において、⑷の特定株式に係る付与会社が第11条の３第１項第２号ロに規定する上場会社又は同号ハに規定する店頭売買登録会社に該当するものである場合には、「上場区分」の欄に「１」と記載し、「上場等の年月日」の欄に金融商品取引所に上場された年月日又は店頭売買登録銘柄として登録された年月日を記載すること。

ロ　イ以外の場合には、「上場区分」の欄に「２」と記載し、「上場等の年月日」の欄は記載を要しない。

⑿　「金融商品取引業者等」の欄には、法第29条の２第１項第６号イに規定する金融商品取引業者等が同号イに規定する取決めに従い、特定株式又は承継特定株式につき、振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受け、若しくは管理等信託を引き受けている場合に記載すること。

別表第七㈢の表の備考２⑶中「第18条の15の３第10項第２号」を「第18条の15の３第11項第２号」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に改め、同表の備考２⑷中「又は分割等上場株式等（同年以後に当該非課税口座に受け入れた施行令第25条の13第12項各号（同条第22項、第29項又は第31項において準用する場合を含む。）に掲げる上場株式等をいう。以下２において同じ。）」を削り、「法第37条の14第５項第８号」を「同項第８号」に、「又は分割等上場株式等のその年」を「のその年」に、「法第37条の14第５項第２号イ」を「同項第２号イ」に、「いい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等（同号ロに掲げる上場株式等をいう。）に係る同号イに規定する取得対価の額とする」を「いう」に改め、同表の備考２⑺イ中「第25条の13第38項第１号」を「第25条の13第39項第１号」に改め、同表の備考２⑺ロ中「第25条の13第38項第２号」を「第25条の13第39項第２号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十八条の十四の二第六項第四号の改正規定、第十八条の二十三の三の改正規定、同条を第十八条の二十三の八とする改正規定、第十八条の二十三の二の二の次に五条を加える改正規定及び第十九条の九第五項第四号の改正規定　令和六年六月一日

二　第三条の十七第十三項の改正規定、第十九条の十の三の改正規定及び第十九条の十の五の改正規定（同条第二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分を除く。）並びに附則第十三条の規定　令和七年四月一日

三　第二条の五に一項を加える改正規定、第三条の七に一項を加える改正規定、第三条の十六に一項を加える改正規定、第四条の四の二第三項の改正規定、第五条の三の二第三項の改正規定、第五条の八第五項第四号の改正規定、第十一条の三第十四項を同条第十七項とし、同項の次に一項を加える改正規定（同項の次に一項を加える部分に限る。）、第十八条の十の三第一項第二号の改正規定、第十八条の十二の二第四項第五号の改正規定、第十八条の十三の五第五項の改正規定、第十八条の十三の六の改正規定、第十八条の十三の七の改正規定、第十八条の十五の九第五項の改正規定、第十八条の十五の十一の改正規定（同条第二項第八号及び第九号に係る部分並びに同条第四項に係る部分を除く。）、第十八条の二十三の二に一項を加える改正規定、第十九条の四の改正規定及び第十九条の五に一項を加える改正規定　令和八年九月一日